令和 4 年 11 月 25 日現在

学校法人獨協学園 役員の報酬等の支給の基準

学校法人獨協学園（以下、「本学園」という。）における役員に対する報酬等の支給の基準（以下、「基準」という。）は以下のとおりである。本学園は、この基準に従い、役員に対して報酬等を支給する。

なお、この基準は、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 63 条の 2 第 4 号の規定により公表する。

1．報酬等は、報酬、賞与、特別年末手当、退任慰労金とする。

2．支給方法は、原則として本人の指定する銀行の本人名義の預金口座に振り込むものとする。

3．常勤役員に対する報酬等

別表Ⅰ

報酬は、月額としてその月分の全額を原則として毎月 20 日（支給日が土日、祝祭日にあたる場合は前日）に支給する。

常勤役員報酬表

理事報酬月額		監事報酬月額	
理事第 11 号	1,301,000 円	監事第 5 号	521,000 円
理事第 10 号	1,227,000 円	監事第 4 号	424,000 円
理事第 9 号	1,146,000 円	監事第 3 号	314,000 円
理事第 8 号	1,069,000 円	監事第 2 号	266,000 円
理事第 7 号	991,000 円	監事第 1 号	217,000 円
理事第 6 号	906,000 円		
理事第 5 号	843,000 円		
理事第 4 号	783,000 円		
理事第 3 号	704,000 円		
理事第 2 号	636,000 円		
理事第 1 号	573,000 円		

別表Ⅱ

常勤役員賞与支給基準

1　常勤役員のうち専任の教職員としての身分を有する者は、教職員の規程の定めるところにより支給する。

2　常勤役員のうち専任の教職員としての身分を有しない者は、獨協学園本部給与規程第 4 章期末手当および賞与の規程を準用する。

別表Ⅲ

常勤役員退任慰労金支給基準

1　退任慰労金は、役員退任の日から１か月以内に支給する。

2　退任慰労金の額は、退任時における別表Ｉの報酬月額（専任教職員及び嘱託職員としての身分を有する者は、その本俸月額）に役職別役員在任期間と以下に定める役職別支給率を乗じて算出した額の合計額とする。

常勤役員退任慰労金支給率上限

役職名	１年あたりの支給率 （嘱託職員の身分を有する者を含む）	教職員の身分を有する者の １ 年あたりの支給率
理事長	1.5	0.5
常任理事	1.5	0.5
理事	1.3	0.3
監事	1.3	―

４．非常勤役員に対する報酬等

別表Ⅳ

非常勤役員特別年末手当支給基準

1　支給時期は 12 月とする。

2　支給額は、400,000 円とする。但し、役員在任月数が 4 ヵ月以内の場合は 130,000 円、4 ヵ月を超え 8 ヵ月の場合は 270,000 円とする。

3　在任月数の計算は１月を起算月とし、就任・退任の日及び支給日の属する月は１ヵ月として計算する。

別表Ⅴ

非常勤役員退任慰労金支給基準

1　退任慰労金は、役員退任の日から１ヵ月以内に支給する。

2　退任慰労金は、在任期間が満４年以上の場合に支給する。

3　退任慰労金の額は、在任期間１ヵ年につき 100,000 円とする。

4　在任期間に１ヵ年未満の端数が生じた場合は、6 ヵ月未満の時は 0.5 ヵ年、6 ヵ月以上のときは１ヵ年として計算する。

以上